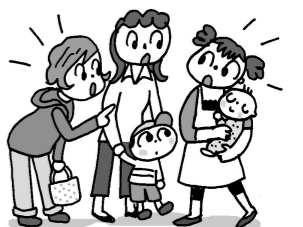


# 子育て世帯給付金の追加分5万円、住民税非課税世帯給付金10万円は1月支給に

子育て世帯  
臨時特別給付金

年内一括10万円の現金給付が広がる中で  
市は12月と1月に現金5万円ずつが基本



年の瀬も迫った12月28日、臨時市議会が開かれます。臨時国会を受けて、2つの給付金を1月にも支給するため、急ぎよ補正予算をつくることになったからです。

迷走の原因は政府だが…  
札幌も一括10万円給付なのに

二転三転した「子育て世帯臨時特別給付金」。市は先の議会で、まず年内に5万円を振り込んで、残りは国の方針を見て決めるというスタンスでした。しかし、全国の自治体が「一括年内に現金給付ができるように」と政府を突き上げると、岸田政権は迷走。

最終的には「年内の一括現金給付も認める」との結論になりました。  
札幌市・帯広市・



北見市も含め、道内の7割以上の自治体が年内一括給付を選びました。しかし、釧路市は前の方針どおりの年内は5万円のみ。すでに準備を始めていたので切り替えられないという事情を説明していますが、「なぜ他のまちはできるのに、市はしないのか」との声が、あちこちから噴き出しています。

## 実際のスケジュールは

12月23日に児童手当受給世帯に、先行分として5万円。追加分の5万円は、1月支給になります。高校生など申請が必要な世帯には申請書が届きます。申請すれば1月に10万円を一括支給する予定です。



住民税非課税世帯等  
臨時特別給付金

10万円の給付はよいが、  
支給対象は余りにも狭い

給付対象は住民税非課税世帯。生保も対象で収入認定はされません。対象者に申請書を1月17日から送付、1月中に交付開始できるよう準備を始めました。

問題はコロナで今年の収入が減った人。どの月でも構いませんが、1か月の給料を12倍して、家族全員が非課税の枠に収まる場合や、各種控除を適用して年間所得が非課税なら、新たに支給対象になります。でも、自分が対象なのか、簡単には分かりません。心当たりの方は必ず市役所に問い合わせてください。

仕事が減って給料が下がったのに、住民税を払っているから対象外なのか。



単身労働者の方が生活保護を受けたら年130万円ぐらい。最賃で一日8時間、一年間働いたら185万円。でも……

**住民税非課税ラインは97万円です。**

これではとても暮らせません。それなのに、給付金の対象にならないのですから、余りにもひどいとは思いませんか。